

令和5年9月13日（水曜日）

令和4年度決算審査特別委員会

（第4日目）

令和4年度決算審査特別委員会第4号

令和5年9月13日（水曜日）

出席議員（1名） 議長 星 喜美男 君

出席委員（12名）

委員長	佐藤正明君	
副委員長	須藤清孝君	
委員	伊藤俊君	阿部司君
	高橋尚勝君	佐藤雄一君
	後藤伸太郎君	及川幸子君
	村岡賢一君	今野雄紀君
	三浦清人君	菅原辰雄君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤仁君
副町長	三浦浩君
総務課長	千葉啓君
企画課長	岩淵武久君
行政管理課長	菅原義明君
町民税務課長	高橋伸彦君
保健福祉課長	及川貢君
環境対策課長	大森隆市君
農林水産課長	遠藤和美君
商工観光課長	宮川舞君
建設課長	及川幸弘君
会計管理者兼会計課長	男澤知樹君

上下水道事業所長	糟谷克吉君
歌津総合支所長	山内徳雄君
南三陸病院事務部事務長	佐藤宏明君
教 育 長	齊藤明君
教育委員会事務局長	芳賀洋子君
代表監査委員	横山孝明君
監査委員事務局長	佐藤正文君
選挙管理委員会 事務局書記長	千葉啓君
農業委員会事務局長	遠藤和美君

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐藤正文
主 事	小野真里

令和4年度決算審査特別委員会の会議の概要

午前10時00分 開会

○委員長（佐藤正明君） おはようございます。決算審査特別委員会、本日3日目になります。

お疲れのところと思いますが、本日も活発なる質疑になると思います。

質疑については、会議規則第51条に基づき、発議は全て簡明にするとのことから、簡明なる質疑、答弁をお願いしたいと思います。

ただいまの出席委員数は12人であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年度決算審査特別委員会を開会いたします。

なお、傍聴の申出があり、これを許可しております。

暑い方は脱衣を許可いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

昨日に引き続き、認定第1号令和4年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

一般会計の歳出の審査を続行します。

9款教育費、151ページから178ページまでの審査を行います。

担当課長の細部説明を求めます。教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） おはようございます。

それでは、9款教育費の決算について御説明申し上げます。決算書は151ページ下段から、決算附表は115ページからとなります。

初めに、教育費全体では支出済額が10億33万8,983円であり、予算に対する執行率は79.2%、対前年度比較ではプラスの19.8%となっております。

続きまして、項、目ごとに御説明申し上げます。

1項教育総務費です。支出済額は1億7,428万4,698円、執行率は95.5%となっております。

1目教育委員会費は、教育委員会の会議開催等に要する費用でございます。支出済額は137万1,301円、執行率は93.2%、対前年度比較ではプラスの3.8%となっております。

153ページ、154ページをお開きください。

2目事務局費は、教育委員会事務局の運営等に要する費用でございます。学務係、事務局職員の人件費、スクールバスの運行委託料等を支出しております。支出済額は1億7,291万3,397円、執行率は95.5%、対前年度比較ではマイナスの23.8%となっております。減額の主な理由は、震災対応スクールバス運行終了に伴う委託料の減額と学校へのタブレット導入に係

る費用の減額によるものです。

次に、155ページ下段から2項小学校費です。支出済額は3億1,333万8,554円、執行率は58.2%となっております。

1目学校管理費は、小学校の管理運営に要する費用でございまして、学校施設設備の維持管理費、校務職員や教員補助者の人件費等を支出しております。支出済額は1億1,758万2,448円、執行率は94.7%、対前年度比較ではプラスの11.9%となっております。増額の主な理由は、電気料金の値上がりに伴う光熱水費の増額と各小学校施設の修繕工事の執行によるものでございます。

159ページ、160ページをお開きください。

2目教育振興費は、小学校の教育活動を支えるための費用でございまして、教材購入に要する費用や就学援助費等を支出しております。支出済額は2,525万6,106円、執行率は90.8%、対前年度比較ではマイナスの4.0%となっております。減額の主な理由は、教材用備品の購入費用の減額によるものです。

3目学校建設費でございます。令和4年8月に名足小学校屋内運動場改築工事に着手しまして、管理委託料と工事費の前払い金をそれぞれ支出しております。支出済額は1億7,050万円、執行率は44.1%となっておりますが、令和5年度に事業費を繰り越したことによる執行率となっております。

次に、159ページ下段から3項中学校費です。支出済額は1億486万6,493円、執行率は90.6%となっております。

161ページ、162ページをお開きください。

1目学校管理費は、中学校の管理運営に要する費用でございまして、学校施設設備の維持管理費、校務職員や教員補助者の人件費等を支出しております。支出済額は7,774万5,009円。執行率は89.6%、対前年度比較ではプラスの72.9%でございまして、大幅な増額となっております。増額の主な理由は、志津川中学校の施設整備工事としまして多目的トイレの設置、昇降口及び体育館入り口へのスロープの設置、高圧ケーブルの張替え工事が執行されたこと、さらに電気料金の値上がりに伴う光熱水費の増額によるものでございます。

163ページ、164ページをお開きください。

2目教育振興費は、中学校の教育活動を支えるための費用でございまして、教材購入に要する費用や就学援助費等を支出しております。支出済額は1,539万7,519円、執行率は93.7%、対前年度比較ではマイナスの2.6%となっております。

3目学力向上対策費は、各小中学校での外国語教育の授業等における外国語指導助手の任用に要する費用でございます。支出済額は1,172万3,965円、執行率は93.5%、対前年度比較ではプラスの15.7%となっております。増額の主な理由は、外国語指導助手の person 費と自治体国際化協会負担金の増額によるものでございます。

続きまして、社会教育関係の決算について御説明申し上げます。

165ページ、166ページをお開きください。

4項社会教育費です。支出済額は1億5,590万1,605円、執行率は92.4%となっております。

1目社会教育総務費は、生涯学習係、事務局職員の person 費、各団体への補助金等を支出しております。支出済額は3,030万5,854円、執行率は92.8%、対前年度比較ではプラスの11.2%となっております。増額の主な理由は、事務局職員の1名の増員によるものでございます。

2目文化財保護費は、文化財保護全般に係る費用でございます。地域文化の伝承や文化財保護に係る謝金等を支出しております。支出済額は573万7,941円、執行率は91.2%、対前年度比較ではプラスの5.9%となっております。

167ページ、168ページをお開きください。

3目公民館費は、公民館の管理運営及び事業実施に要する費用でございます。公民館施設の維持管理費、職員の person 費等を支出しております。支出済額は6,237万7,193円、執行率は95.1%、対前年度比較ではプラスの7.6%となっております。増額の主な理由は、戸倉公民館の空調設備設置工事等の執行によるものでございます。

169ページ、170ページをお開きください。

4目図書館費は、図書館の運営に要する費用でございます。職員の person 費、図書購入費等を支出しております。支出済額は3,155万7,417円、執行率は95.3%、対前年度比較ではプラスの1.2%となっております。

171ページ、172ページをお開きください。

5目生涯学習推進費は、各種事業に係る費用や各学校の総合的な学習における講師謝金等を支出しております。支出済額は399万9,363円、執行率は60.6%、対前年度比較では358万円ほどの増額となっております。増額の主な理由は、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じつつ可能な範囲での各種事業を実施したこと、さらには東日本大震災以来実施が途絶えておりました生涯学習推進大会が令和4年11月3日に文化・スポーツ夢づくり大会という新たな名称で再開されたことによるものでございます。

6 目生涯学習センター管理費は、生涯学習センターの管理運営に要する費用でございます。施設の維持管理費を支出しております。支出済額は2,192万3,837円、執行率は89.8%、対前年度比較ではプラスの11.6%となっております。増額の主な理由は、電気料金の値上がりに伴う光熱水費の増額によるものでございます。

173ページ、174ページをお開きください。

5 項保健体育費です。支出済額は2億5,194万7,633円、執行率は97.5%となっております。

1 目保健体育総務費は、保健体育に係る報酬報償費等総務的な費用を支出しております。支出済額は116万4,380円、執行率は74.2%、対前年度比較ではマイナスの19.1%となっております。

2 目体育振興費は、各種体育事業に要する費用でございます。スポーツ大会等に係る事業費を支出しております。支出済額は238万9,740円、執行率は88.8%、対前年度比較で223万円ほどの増額となっております。増額の主な理由は、令和4年6月5日にプロ野球イースタンリーグ公式戦が平成の森しおかぜ球場で3年ぶりに開催されたことによるものでございます。

173ページ下段から176ページ中段まで、3 目社会教育施設費は、社会教育施設の維持管理、整備に要する費用を支出しております。主な内容は、スポーツ交流村及び平成の森の指定管理料、スポーツ交流村監視カメラ等改修工事でございます。支出済額は1億2,147万3,962円、執行率は97.7%、対前年度比較ではマイナスの9.1%となっております。増額の主な理由は、工事請負費の減額によるものでございます。

4 目学校給食費は、学校給食の提供に要する費用でございます。賄い材料費や調理業務、配送業務等の委託料、施設の維持管理費、職員の人件費等を支出しております。支出済額は1億2,691万9,551円、執行率は97.9%、対前年度比較ではプラスの5.6%となっております。増額の主な理由は、電気料金の値上がりに伴う光熱水費の増額、さらには食材の物価高騰の影響に伴う賄い材料費の増額によるものでございます。

以上、教育費の説明といたします。よろしくお願いたします。

○委員長（佐藤正明君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑願います。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 おはようございます。2つお伺いしたいと思います。

ページ数ちょっと指定するのが難しいんですが、強いて言えば159ページ、160ページ。教育振興費の中で学校運営協議会委員報酬ということで出てまいります。

令和4年度コミュニティースクールの取組、まず令和4年度というのは全校でしたっけ、2

校だけでしたっけ。そこをまず確認したいと思います。

それから、167ページ、168ページ。公民館費が出てまいります。常任委員会で令和4年度の12月会議だったと思うんですけども、長野に行って視察してまいりました公民館報、公民館から町民へ向けてのお知らせですね。非常に何でしょう、特色のあるというか、いい取組をされていて、ぜひうちの町でも考えてみてはどうでしょうかというような委員会報告をまとめた記憶がございます。令和4年度、その辺り検討があったかどうか伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（佐藤正明君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 1点目のコミュニティースクールの導入につきましては、令和4年度は入谷小学校と伊里前小学校でございます。

それから2点目の公民館につきましては、まず4館で4館会議なるものを行いながらその提案された内容を館長を中心に、話し合いを進めておりまして、町民の方々にもっともっと親しまれるような公民館となるよう、多くの方に足を運んでいただけるような公民館となるよう、町職員が中心となって地域づくりというところでやっていかなければならないということを新たな思いとして持っているところでございます。

○委員長（佐藤正明君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 コミュニティースクールに関しましては、令和4年度は2校で令和5年度から7校全てということだったかなというふうに思いますが、地域の独自のといいますか、地域と学校が一体になったその子供たちの成長を見守るという取組、なかなか具体的にといいますか、うちの町のコミュニティースクールというのはこういう特色があるんだというのが、なかなか周知が難しい、進んでいないという印象があります。どのような取組が行われていたのか詳しく、詳しくといいますか、説明できる範囲で伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから公民館報ですけども、実際に検討していただいたということで大変委員会報告が一つ形になったのかなといいますか、形にはなっていないかもしれませんが、届いたのかなというふうに思いました。特に、新しい公民館たくさんありますので、本当に立派で過ごしやすく町民の皆さんが利用していただきたい施設かなと。特に、生涯学習センターなんかはデザイン的にも近隣にない施設ですから、町民があそこに親しみを持って足を運んでもらうということはとても重要だと思っておりますので。公民館報変わったからといって、公民館活動が急に上向きになるかといったらそんなことはないと思うんですけども、中で働いている皆さんが外に向けての発信の方法を一つ変えたんだと、区長配布で届いた公民館のお知らせを見て、な

んか今月すごいなみたいな、そういった辺りから届く人には届くんじゃないかなと思うのでぜひ、さらに検討を進めていただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○委員長（佐藤正明君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） おはようございます。よろしくお願いします。

私のほうからはコミュニティースクール、学校運営協議会についてできるだけ簡潔に御説明させていただきたいと思っております。

まず、コミュニティースクールによってというところで特色、これがあると学校、地域にとってどのような活動が行われているかにつきましては、4年度について入谷小学校、伊里前小学校で行われているんですが、入谷小学校におかれましては地域の方々から地域に根差した入谷小唄でしたでしょうかね、それを復活させたらどうかというような話合いがありまして、学校としても、では子供たちにとということで運動会で地域の方々、保護者の方々と一緒に踊りましょうということで実現をしております。また、学校からは大分児童の保護者の数が少なくなったので除草等が大変なのでということで、地域を挙げて学校、校地周辺の除草作業をさせていただいております。入谷小学校のほうでは、入谷小学校で行われている体験学習の講師の先生の御推薦などを会議の中で行っております。このように、学校でこうしていただきたい、地域でこうしていただきたいというようなことを話合いをしながら、両者で実現をしていくというふうな取組をしております。ですので、今年度から7つの学校ということで、それぞれの地域に応じた、それぞれの学校に応じた取組がなされると思っております。

ただ、コミュニティースクール、学校運営協議会があるからすぐに新しい学校改善につながるというわけではなくて、入谷小学校におかれましては、4年間の話合いの蓄積であったり、伊里前小学校3年間の蓄積があったからこそその学校と地域のつながりでございますので、今後できるだけ早く、さらに地域と学校が強力なタッグが組まれるように取り組んでいきたいと思っております。

○委員長（佐藤正明君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 公民館運営につきましては、先ほどもお話ししましたように公民館がより多くの町民の方々に気軽に利用されまして、集いの場や町民相互の学び合いの場とか、そしてまちづくりの拠点としての役割を果たすために、よりよい運営の在り方を職員一丸となって取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

○委員長（佐藤正明君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 コミュニティースクールは息の長い活動が必要ですし、令和5年度からは全

ての小中学校がそうなるという、全国的にそういう流れなので、それをとやかくということではないんですけど、今教育長お話しになったようなことが附表に一言も出てこないんですよ。コミュニティースクールという文字が、ちょっと私4回か5回今見直していたんですけど、全然出てこないんですね。ですので、それはちょっと、なかなか説明するのは難しいかもしれませんが、地域の方々とタッグを組んで現場では頑張っていますよということは、やっぱりこういうところに表したほうがいいと思います、私は。思います。

○委員長（佐藤正明君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 委員おっしゃるとおりだと思いますので、今年度は全校7校が導入されましたので、来年度の決算議会の際には附表に5年度の取組実績をきちんと載せられるよう取組を進めて、充実した取組を進めてまいりたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○委員長（佐藤正明君） ほかに。1番伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 おはようございます。教育費についてちょっと2点ほどに集約してお聞きしたいと思います。

ページ数まず1つ目は176ページになろうかと思いますが、5項保健体育費の3目社会教育施設費、委託料、スポーツ交流村の指定管理、それから平成の森の指定管理でございます。それぞれセントラルスポーツ様、太平ビルサービス様というふうに今管理されておりますが、これ業務点検評価というのは常に出ているものだと思うんですけども、教育委員会として、それから町として、この点検評価というのはどのように扱っているものなのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

それから2つ目が、こちらちょっと附表のほうでお話したいと思うんですが124ページ。5項の保健体育に関する部分で、このスポーツ団体の育成指導ですとか、そういった部分ちょっとお聞きしたいと思うんですが、スポーツ少年団をはじめとした育成及び指導者の養成に努めたとあります。ほぼその指導者の皆様ボランティアの方多いと思うんですが、町としてどのように育成に携わったのか、サポートしたのか。そしてそのスポーツ団体が、これは附表3番でございますけれども、学校施設の開放で結構使っていらっしゃいますが、この学校施設の開放、件数を見るとすごく需要がある、ニーズがあるなというふうに感じているんですけども、現状としてこの各町内の団体の皆様、もっと開放してほしいという声があるのか、それとも予算の関係もあるのでこの開放の範囲の中でうまく今後もやりくりしていくのか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思うんですがいかがでしょうか。

○委員長（佐藤正明君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） それでは、指定管理者の業務点検評価ということにつきましては、毎年度教育委員会の所管にならず町の指定管理者を導入している施設において業務点検評価というのを行っている状況でございます、教育委員会としましては両施設ともコロナ禍の中にあっても全体を通して安定した管理運営が行われているものと評価させていただいております、町の審査委員会におきましても総じて適正な管理運営ということでの話をいただいているところでございます。

それから、附表の124ページのスポーツ団体の育成指導というところにつきましては、地区のスポーツ大会だったり、県の講習会、あとは指導者の講習会等々の参加の促進を図るところになっております。委員御承知のとおり、各団体の指導者をはじめとした皆様には、本当に子供たちのために御活躍いただいているところでございます。その活動支援としまして、県のスポーツ協会が実施する競技団体ごとの指導者研修の受講機会の提供をはじめ、さらには生涯学習振興補助金の中でその費用等についても補助対象としているところでございます。

それから、学校施設の開放というところにつきましては、御存じのとおり一番は学校の教育活動というところでの施設でございますので、学校さん、小中学校の行事等の関係でどうしても開放できない期間というのはあるんですけれども、できる限り利用者さんが利用しやすいような体制を取っているところでございまして、現時点で私のところにはちょっと利用をもっとしたいんだけどどうにかならないのかなというお話までは届いておらないという状況でございます。

○委員長（佐藤正明君） 伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 適正に管理されているということで、その指定管理先のスポーツ交流村、平成の森伺いました。というのは、実はもう今年度、次の指定管理に向けてもう募集が9月20日の締切りだというふうに理解しているんですけれども、やはりこの指定管理をさらにまたお願いする上で、やはり募集要項、結構どういうふうに評価されるのかなというのがすごく気にしていますし、もちろん町側も当局側も重視する部分かと思えます。特にその自主事業について創意工夫して行うことというのも、多分求めていると思うんですけれども、あくまで自主事業なので指定管理の採算ベースで行うものかなと、指定管理料は決まっていると思うんです、その協定で。その自主事業について、やはりその指定管理先にちょっと全く委ねるものなのかどうかという部分、ちょっとそこが気になるのでその部分再度お聞きしたいと思います。

それから2つ目の学校開放ですとか、スポーツ団体の指導者育成について、なぜこの話をし

たかという、もう既に町内では総合型地域スポーツクラブを推進していこうという動きも生まれていますし、また先般から言われているように、教員の皆様も働き方改革等々も言われている中で、地域にどんどんスポーツの行う場、部活の場を移していこうという世の中の流れもありつつ、町として総合型地域スポーツクラブというものを、まだ進んでいくかどうかはまだ未定だと思うんですけれども、現状の評価とか指定について総合型地域スポーツクラブに対する知見というか、その辺をお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

○委員長（佐藤正明君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） スポーツ交流村それから平成の森の指定管理につきましては、議員お話しのとおりただいま募集を行っているところでございます。

それで、基本的には公募プロポーザル方式を採用するわけですので、私がこの場で云々というところはあまりないんですけれども、自主事業につきましては、基本的には利益が一番の目的ではなくて、施設の利便性の向上ですとか、施設に親しみを持ってもらうということが目的ではないのかなというふうに捉えているところでございますので、その辺りで募集される方々には、そういった視点からも考えていただければなというふうに思っているところでございます。

それから地域のスポーツ、総合型スポーツクラブのことにつきましてなんですけれども、当町でも一つの団体が設立というところになっております。ただ、今生涯学習の担当といろいろ今後の進め方ですとか、そういうところを検討とか協議をしながら進めているところでありますので、今具体的に何かが始まっているとか、そういうところまではまだ行ってないのかなという状況でございます。

○委員長（佐藤正明君） 行政管理課課長。

○行政管理課長（菅原義明君） ただいまの指定管理の件、御質問ございましたので若干補足させていただきます。

指定管理につきましては公募と、今回は公募という形で2施設出してございます。そちら自主事業も含めてプロポーザルを受けまして審査に入っていくということになりますので、当然ながら施設の特性を生かし、そして提案される事業者こちらも当然特性があると思いますので、そういったものを生かした中での提案、複数あればそれを両者聞いて比較をして、よりいいほうをお願いをしていくというふうなものになりますので、その辺御理解いただきたいと思えます。

○委員長（佐藤正明君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 私のほうからは、ちょっと御質問の中に部活動の関係、さらに働き方改革等々ということで部活動の地域移行を含めた御質問というところですので少しお話しさせていただきますが、この部活動の地域移行については、現在検討中というところが正直なところでございますが、各市町村、全国の市町村単位、自治体単位で工夫など行われておりますが、現時点では様々な取組であったり、あるいは情報収集をしているという段階で、具体的にこれこれをとということにお話しできるところまでは至っていないというところでございます。

○委員長（佐藤正明君） 伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 2点目の総合型地域スポーツクラブの件ですが、これ今答弁あったとおり、やはり現場というか民間の皆様で鋭意進めている部分もあれば、同時にやはり教育委員会の立場として学校と調整を図りながら進めていかなきゃいけない部分もあるので、これちょっと両方並走していかないと、なかなか土台づくり進まないなというふうにも感じておまして、そこはまた順次段階を踏んでぜひ進めていただきたい部分でございますので、どうぞよろしくお願い致しますという言葉に代えるんですけども、また引き続き注視してまいりたいと思います。

2点目は、ですので答弁はまた次の場で、というか議会の場でお聞きしたいと思います。

1点目について、ちょっともう一つ踏み込んでお聞きしたいのが、平成の森それからスポーツ交流村、それぞれやはりこの南三陸特色を出していける部分もあるんじゃないかなという部分が最近ニュースになりました。やはりプロスポーツチーム、宮城県内のプロスポーツチームの冠をつけて、その施設の愛称をPRしていけるという、しかもその3つそろっているんですね。楽天野球団、ベガルタ仙台、仙台89ERS、県内のプロスポーツチーム3つともこの町の施設に冠、愛称がつくという、なかなか珍しいケースとも思いますし、幸いにしてネーミングライツではなくて本当にお互いの立場をウィン・ウィンで使っていこうという取組だとも思いますので、今後具体的にこのPR効果をもっと大きくするために、今現状として活用活性化考えがあるかお聞きして質問を終わりたいと思います。

○委員長（佐藤正明君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 議員お話しのとおり、3つのプロスポーツの冠がついた施設があるということで、大変教育委員会としてもそれを今後うまく活用しながら、そしてやはり町民の皆さんに親しまれる施設、公民館と同じように足を運んでもらえるような施設となるように、指定管理者さんの自主事業の展開とかもございましてけれども、そういった中で進めていけたらいいのかなというところでよろしく願いいたします。

○委員長（佐藤正明君） 須藤清孝委員。

○須藤清孝委員 おはようございます。1点だけお伺いします。

同じページになると思います、175、176ページ。社会教育施設費です。附表ですと125ページになりますか。スポーツ交流村の監視カメラ等改修工事、ここに1,000万円ほどの数字出ていますけれど、カメラ等なのでその他いろいろ備品の入替えであったり、改修もあったと思うんですが、ほとんどの予算が多分もう数百万円単位でカメラの工事になったかと思うんですが、ちょっと私議会で議決しているはずなんですが、このカメラの設置に至った経緯というのはどうだったのか、ちょっと1回確認させてください。

○委員長（佐藤正明君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 施設の監視カメラの更新については、施設ができてから大分年数がたっておりまして、そのときに整備されたものですので、一部不具合が生じていたというところもありまして、今回、全部更新工事をしたということでございます。

○委員長（佐藤正明君） 須藤清孝委員。

○須藤清孝委員 先日の補正でもありました、平成の森しかりスポーツ交流村しかり老朽化が進んでいて、もう順次整備を行っていくと。その予算を確保していくのにもいろいろ苦慮はしながらも取り組んでいかれていると御答弁いただきました。それで防犯カメラの話、先日もさせていただきましたが、この間小学校の話をしたときに侵入防止柵であるとか、車止めはもうある程度進んでいると。防犯カメラの話はこれから先に取り組んでいきますというところだったんですが、ちょっと確認し損なったのでちょっと今この場をお借りしてお伺いしますけれど、何かしらにその設備、施設整備に係る小中学校の部分に係る分の補助等があると思うんですが、取り組む中で、これ予算のほう当初年度内の話になるか、来年度の話になるか分かりませんが、予算の確保というところに関しては大丈夫なのかどうか確認させていただきたいと思います。

○委員長（佐藤正明君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 国のほうでもそういう防犯面での予算というところを重要視しておりまして、今重点的に交付金というところで措置されることになっておりますので、本町としましてもそれに遅れることなく、その交付金があるうちにといいますか、に手を挙げて少しでも財源を確保しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（佐藤正明君） よろしいですか。ほかに。佐藤雄一委員。

○佐藤雄一委員 附表の122ページ。公民館施設の整備ということで伺いますけれども、元使用していました入谷公民館の施設の周りなんですが、大分荒れてきていまして、あの辺の管理は

どこでやっているのかちょっと分かりませんが、それが1点と、あと問題であるアスベスト関係の建物をいつまでその状態にしておくのかというような形で解体の予定があれば、その辺お聞きしたいと思います。

○委員長（佐藤正明君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） お答えをさせていただきます。

入谷公民館いわゆる林業村落センターと言われる部分でございますけれども、その周辺の管理につきましては当課のほうも財産の管理ということで所管をいたしてございますので、現状確認をさせていただきながら必要な対応は図らせていただきたいと思います。

また今後のいわゆる解体等といった部分でございますけれども、今の段階で関係課含めまして継続して検討している状況でございますので、御理解を賜りたいと思います。

○委員長（佐藤正明君） 佐藤雄一委員。

○佐藤雄一委員 表のほうですね、道路のほう大分木が生えていますので、あれさえ除去していただければ近隣の方が除草していますので、その都度邪魔になるようなことを言っていましたので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（佐藤正明君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） それでは現場のほうを確認をさせていただきまして、必要な対応を進めていきたいと思ひます。よろしくお願ひをいたします。

○委員長（佐藤正明君） よろしいですね。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 おはようございます。2点ほど伺いたいと思ひます。

附表の119ページ。中学校費について伺いたいと思ひます。附表には令和4年度志津川中学校159人、そして歌津が87人とありますけれど、そこで伺いたいのは昨年の卒業生の数としてその方が、生徒が志高へ何人進学したかってその部分。志津川、歌津分けて伺いたいと思ひます。

あともう1点は、ページ数125ページ、附表125ページ。前委員も聞いていた指定管理について伺いたいと思ひます。そこで、先ほど来のやり取りで分かったんですけど、私伺いたいのは自主事業という、そういったことでやり取りありましたけれど、今回プロポーザルでまた募集しているみたいなんです、そこで委託料の中にこの自主事業をやる部分というのは予算的に見ているのか。そののところが伺いたいと思ひます。

○委員長（佐藤正明君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 卒業生の関係でございますが、昨年度の卒業生いわゆる令和4年度末

で卒業して令和5年度、今年の4月1日入学という子供たちでございますが、志津川中学校の卒業生のうち36名が南三陸高校へ、歌津中学校では11名が南三陸高校へ進学をしております。それぞれの内訳から、卒業生の内訳からしますと志津川中学校は、卒業生のうちの57.1%が南三陸、歌津中学校の32.4%が南三陸高校へ進学しているということになります。

○委員長（佐藤正明君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 委託料に自主事業の経費というものは、基本的には含まれていないという状況でございます。

○委員長（佐藤正明君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 委託料に入っていないということは、もし自主事業をする場合はどういった予算をとるか、お金必要としない形で自主事業をするということによろしいのか。ちなみに昨今たしか伝承館の関係で、指定管理先を限定に補助金の、何か要綱とか出ていましたけれど、こういった生涯学習関係でも先ほどの答弁ですと何かお金とか必要になった場合には、そういう補助制度があるのかどうか、その辺伺いたいと思います。（「1点目」の声あり）1点目。（「いいんですか」の声あり）ああ、学校の関係、（「卒業生の関係」の声あり）卒業生、はい。卒業生志津川中だと約半分ちょっと。歌津中ですと3割ちょっと。この現状なんですけれど、当町では再三やっているように中高一貫の取組をしているわけなんですけれど、普通望ましい形というのは、ところてん状態が望ましいんでしょうけれど、こういった進学、志高への進学率になっている、そういった要因というんですか。それは親御さんの思いでそうなっているというのは分かるんですけれど、ただ、こういった形でこういった進学率になっているのか。もし分析なりなんかそういった要因が思い当たるようでしたら伺いたいと思います。

○委員長（佐藤正明君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 中高一貫教育ということで、南三陸高校さんと連携をしながら授業を取り組んでいるところでございます。やっぱり中学校における進路指導というところは、子供の興味、関心、将来の夢、自己実現のために進んでいるわけで、各中学校においては子供たちの夢や希望の実現と第1進路希望の実現というところを図っているところでございます。ですので、数からするとそういう数ではありますが、中学校サイド進学、進路指導からすると、第1希望の高校に合格をしているということは、中学校とすると適切に進路指導をしていると思っております。ただ、中学校と高校さんとのつながり等を考えていると、大変多くの高校から御指導等をちょうだいしておりますし、大変魅力ある高校でございますので、さらに連携を深めてその高校の魅力を子供たちがしっかり捉えて、子供たち自身がその進路の選択の中に南三

陸高校に行ってみたいという思いを持ってもらえれば、それは最高だと思っているところですが、現時点での中学校の指導からするとこういう結果になっているというふうにお伝え、お話をさせていただきます。

○委員長（佐藤正明君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 指定管理に係る自主事業の経費のことでなんですけれども、そちらについてはあくまでも指定管理者が自主的に行う事業というところになっておりますので、その指定管理者のほうで、売上げもございますのでその売上げから経費なるものを調達しているというところになろうかと思えます。

それから、生涯学習分野での様々な補助金というところのお話だったかと思えますけれども、なかなかそういった補助金制度というのはいないわけなんですけれども、今後創設されるかもしれないというところを常に注視しながら事務に当たっていきたいかなというふうに思っています。

○委員長（佐藤正明君） よろしいですか。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今教育長から答弁あったんですけれども、夢や希望というそういう答弁ありました。そこで伺いたいのは、やはり志津川高校を第1志望っていうんですか、希望っていうんですか、そういったやつになるような、そういう取組が私必要だと思うんですけれども。例えば中学校とか高校での一貫での何かスポーツでもクラブでも何でもいいんですけれども、そういった形での取組等も今後必要だと思われませんが、その辺に関して再度伺いたいと思います。

あと指定管理に関しては、先ほどの事務長の答弁では、指定管理限定のような補助金というのが昨今出ましたので、そういったやつももし可能ならば自主事業に使えるような形で検討していく必要があると思うんですけれども、そこを再度伺いたいと思います。

○委員長（佐藤正明君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 子供たちの進学先からすると必ずしも特定の学校というところではなくて、様々な学校の選択する権利というか、ものを子供たちは持っているわけで、その中で子供たちにとって自分の夢や希望をかなえられる学校を選ぶわけで、そのかなえられるということをもっと南三陸高校に求めていくと割合が高くなっていくわけですので、教育委員会としてはもっともっと南三陸高校を知っていただきたい、もっともっと魅力を感じていきたいということで、これまでも3年生になってからのオープンキャンパス等で3年生が行くんですが、その前の段階の2年生の段階で、この南三陸高校を訪問する授業をしたり、部活動の様子などを見ていく、こういった取組を行っております。こういった2年生の段階で高校を見学するというのは、ほ

かに類をない取組だと思っております。そういった取組の中で魅力を感じていただきたい。

また、コロナ禍ということで2年、3年、4年と取組ができなかった部活動の交流であったり、生徒会同士の交流というのは取り組むことができなかつたんですが、今年度からその制限がなくなったということで部活動の取組、吹奏楽であったり、野球であったり、自然科学部の取組であったり、そういった子供同士、生徒同士の取組によって、またさらに一層魅力を感じていただける、魅力を感じて進路先を決めていくことになると思っております。

○委員長（佐藤正明君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 委員お話の補助金の制度については、ちょっと把握していない部分もございますので、直ちに担当と確認をさせていただければと。それで御理解いただければと思います。

○委員長（佐藤正明君） 行政管理課長。

○行政管理課長（菅原義明君） 指定管理の部分、もう少しちょっと補足させていただくといえますか、回答になるかどうか自信はございませんけれども、あくまで自主事業については自主事業、事業者がその中で行うものですので、ただ、ここは一般論になりますけれども、補助がある云々ということに関しては、補助制度そのものは非常に政策的なものが強いものですので、そこで何かを政策的な判断の中でする必要があるということであるならば、そういったものも取り入れられる場合があるかもしれませんけれども、どこかで補助がついたから、あっちにもこっちにも補助がつくかという決めてそういうものではないということで、ぜひ御理解いただきたいと思えます。

○委員長（佐藤正明君） ほかに。菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 附表の117ページ。13の生徒指導支援業務あります。児童生徒の不登校解消云々とありますけれども、不登校児童が多いように私は感じておりましたけれども、これは決算のあれですけれども、どういうことをやって、それでどういう効果があつて、この年度末でどうだったか。それで改めて新年度に入ってどうだったということをお伺いいたします。

次に、118ページ。具体的実施施策で1番の教員補助者配置事業、小中学校あります。ここに説明欄にありますけれども、こういう状況下の中で、要はちょっとこういう問題のある子供とそうじゃない子供と一緒に、同じ空間で授業するんだけれども、こういう教員補助者配置ということだといろんなことで、ざわつきとか、環境的にどうなのかな、これ国の方針でしょうけれども、町としてどのような問題があつて、問題あるといえば大げさですけども、どのような思いでもってどういう対応をしていくのか伺います。

次に、教育関係補助金交付事業で遠距離通学児童生徒に小学校で4キロ以上、中学校で6キロ以上ですか、一部補助っております。今、子育て支援どうのこうのって言うときに、ごく一部とはいえ、こういう制度があつていいのか。どっちみち義務教育のあれで、個人には関係なく学校はある意味中心的っていうかそういうところに立つんで、こういう経緯は出てくるかと思うんですけれども、いっそのこと無料にしてはいかがでしょうかということであります。

○委員長（佐藤正明君） お待ちください。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時20分いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時20分 再開

○委員長（佐藤正明君） 皆さん着席されてますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

9款教育費の質疑を続行いたします。齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） それでは、私から不登校関係と教員補助員につきましてお話しさせていただきます。

不登校関係でございますが、不登校については大変、小学校も中学校も大変危惧している状態で令和元年から行きたくなる学校への取組をしているところでございます。行きたくなる学校の取組によりまして、令和元年度以降は順調に不登校の数も減ってきていたところでございますが、若干令和4年度に前年度よりも増えるという結果になりまして、ここにつきましては各学校とも話し合いをしながら、その要因等も考えながら進めているところでございます。コロナ禍というところもあるんですけれども、それは全国共通、世界共通というところではあります。まず学校に対して学校が楽しくていきたいと思う、さらには学校で行われている授業が分かって、しっかり自分も学べるというそういった満足感を高めていこうということについては、各学校とも共通をして今後不登校が増えないような形をしております。

また、不登校の子供たちについても、その不登校の期間をできるだけ少なくしていかなければならないという取組も行っております。

また、教育機会均等法というところもあります。不登校自体が問題ではなくて、子供たちが学ぶ機会がなくなるというところが問題というところがございますので、不登校になった場合も学びの継続ということで、学校のほうから教育の資料をお渡しをしたり、あるいは教育支援センターのはまゆりでの学習ということを進めながら取り組んでいるところでございます。

2点目の教員補助員でございますが、この教員補助員につきましては、各学校に普通学級ではなかなかなじめないお子さんであったり、配慮を要するお子さんがいらっしゃいますので、担任だけでは十分支援ができないところを教員補助員という形で支援をしていただいております。各学校、各学年に応じた、その子の状況よっての対応になりますので、各学校で教員補助員さんについてどういった動きをすればということをお願いしておりますが、点検及び評価報告書にもありますように、この教員補助員さんの研修というのも町で行ってもいいのではないかと、行うべきではないかという御意見も頂戴しておりますので、その点については今後、町としても共通の教員補助員さんの資質向上を高めながら、各学校におります対象となる児童生徒への教育的配慮を努めてまいりたいと思っております。

○委員長（佐藤正明君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） それでは、3点目の遠距離通学に係る児童生徒の通学費補助金についてですが、こちらについては通学距離が遠いことで多くかかる経費の一部の補助を行いまして、保護者の皆さんの負担軽減を図るところになっておりますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（佐藤正明君） 菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 不登校児童も一時少なくなったんだけど、4年あたりからまた増えたということは、要因としてはコロナとか、あとは学校側、本人にとってあまり楽しくないとか、もちろん勉強が分からないと行きたくなるんです。私もそうでしたから。そういう状況の中であっても、何とかはまゆり教室を利用とかいろいろやっているようですけれども、問題は本当に、今現在は大したことないと思うんですけども、やっぱりこれが様々な方面に、いい面で波及すればいいんですけども、悪い面で波及していくと大変なんで、教育委員会とか学校でもいろいろ努力はしているでしょうけれど、もちろんこれは家庭の協力とかそれも大事なんだろうけれども、本当に本人の一生に関わる問題でありますので話し合っというか、そういう子供たち、例えば学校の先生が行っても合わないとか、隠れるとかそういうことはないと思うんでしょうけれども、先生方も大変でしょうけれども、ちょっと足を運ぶとか、電話連絡するとか、多分やっていると思うでしょうけれど、それで解決していればいいんでしょうけれども、若干増えているということでもありますから、教育委員会も一緒になって1人でも少なくなるように努力していただきたいと思います。

それで、不登校というとは何か定義があるんで、私なんか本当にね、ちょっと1週間も来ないと不登校じゃないかと思うんだけど、何か1か月とか何か月かっていう何か定義があるよう

なのですが、それに合わせると、うんと幅が不登校児童生徒の人数に幅が、我々、私が考えるよりも幅が狭くなるのかなと思うんで、そういう定義に合わせた上でもいいですから、現在何人ぐらいいて、努力はいろいろやっているでしょうけれども、こういう努力はしますよということであればお願いいたします。

あとは教員補助の件なんですけれども、何年ぐらい前からちょっと忘れちゃったけれども、前はやっぱり自分の子供たちのいろんな行動とか活動を見ていて、学校に入る時はいろいろ相談しながらやっていたと思うんで、そのとき学校というか教育委員会の指導のほうで、例えば、言葉悪かったらすみませんけれども、支援学校のほうに行ったほうがいいんじゃないですかとか、そういう話合いもあったように思うんですけれども、今は。いろんな相談を受けて、進路というか進学についてもあったというふうに記憶しています。ただ、現在は親御さんの希望が第一みたいなんで、それに沿った形でやっているから多少問題行動のある子供も普通教室でやっているんだなってそういう認識の下で、そうするといろいろ問題がというか、多くの子供たちの学べる環境がちょっと悪くなるのかなと、そういう思いの下で質問をしたわけでありませう。その中で教員助手という方がいて、その役割もいろいろ聞き調べておりましたけれども、特段それで環境が維持されればいいんです。ただ、私なんかもう何回も言いましたけれども、（「菅原委員、簡明にお願いしたいと思います」の声あり）全国学力調査とかがあって、相当の点数で一喜一憂するような面もあるんで、ちょっとそういうこともあるんで、何て言うかちょっと難しいんですけれども、教育環境がよくなるようなことといたことでどのような取組をしているのかお願いします。

あとは、遠距離通学のほうは、遠距離通学で小学校で4キロ、中学校で6キロということで、私は一くりに通学バスの料金の助成ぐらいかなと思ったんですけれども、遠距離だといろんな面で経費がかかる、例えば自転車通学の場合はその補助とあってありますけれども、現段階で4キロ以上という子供は、ここに、これ去年ですけれど小学校で27名、中学校で5名ですか、今年になってどうなんでしょうか。あとこれ、これ以上っていいですか、あと通学の安全とかなんとか考えた場合は、親御さんも心配かと思うんですけれども、その観点からどのようにお考えでしょうか。

○委員長（佐藤正明君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） まず、1点目の不登校関係でございますが、不登校の定義では1年間で30日の欠席というところで、30日を超える欠席した児童生徒を不登校児童生徒というふうに呼びます。30日というのは月で平均すると月3日というところもすると、もう不登校という

ころになる計算上になっております。また、先ほどもお話しいたしましたが、現在のところ不登校そのものも大変大きな課題ではあるんですが、休むことによって学びがストップするということが、より問題というふうなことにこちらのほうも意識をしております、学びを止めないということで各学校、各児童生徒一人一人にタブレットを配っておりますので、授業の様子をオンラインで不登校の子供たちに視聴できるようにしたり、あるいは授業の終わりに黒板の写真を撮って、今日の国語、今日の数学、今日の社会ではここまで授業しましたよということで、写真を不登校の子供たちに送るなどして、とにかく学びは止めないよというふうに先生方努めているところでございます。

また、教員補助員につきましては、様々一人一人個性というものがありますので、その子にふさわしい教育が行われるよという観点で、その子が普通学級であったり、特別支援学級であったり、特別支援学校であったりというような選択をする余地があるんですが、全体的な流れからするとインクルーシブ教育と言われる取組をしていって、やはりその子が学びのその場所を変えていくのではなくて、子供たちが同じような場所で同じようなところで学ぶ。ただし、一人一人の個性に応じた支援ということで先生が1人つく場合もあれば、先生1人と補助員さんがつくなどをして子供たちの実態に応じながら教育を施すことによって、将来その子が成長したときに自分の夢や希望、実現可能になるように取り組んでいきたいと思っております。

○委員長（佐藤正明君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） それでは、遠距離通学の児童生徒の通学費の補助金についてなんですけれども、令和5年度の部分についてはこれからの申請ということもあるので、ちょっと数はまだ分からない状況なんですけれども、予算としましては小学校で40人分、それから中学校で5人分ということで令和5年度の予算は措置されているところでございます。

それから、通学面についての安全面というところにつきましては、御存じのとおり震災対応スクールバスが令和5年3月をもって全て終了したところでございます。現時点で把握している状況ですと、遠距離かどうか、近い距離かというところじゃなく、全体としましては徒歩と自転車通学で約半分になっている状況でございます。なので、そこについては学校はもちろん、そういう安全の指導は当然行っておりますし、それから御家庭でもというところで連携をしながら、それからあと地域の見守り隊の方々ボランティアでも大分御活躍いただいているところなので、まさに地域と学校、それから教育委員会ということで連携を図りながら子供たちの安全の確保に努めてまいりたいというふう考えております。

○委員長（佐藤正明君） ちょっとお待ちください。齊藤教育長、不登校の人数、簡明にでいいですから、菅原委員からの質問ありましたので、人数ですか。

○委員長（佐藤正明君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 不登校の人数につきましては、全国平均よりも小学校のほうは若干現在多いかなというようなところ、中学校につきましては全国平均からすると低いというような状況でございます。どうしても全国平均に近い形で流れておりますので、年によってちょっと推移が違います。また、人数が多いといっても1桁、2桁の最初のあたりでございますので、数値としてお示ししますと特定されてしまいますので、大変申し訳ありませんけれども数値は控えたいと思っておりますけれども、それでお許しいただきたいと思っております。

○委員長（佐藤正明君） よろしいですね。菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 分かりました。不登校児童生徒は、小学校は全国平均より多い、中学校が少ないということであります。いろいろ先生方とか、教育委員会もいろんなことで頭を、頭とか知恵を絞りながらこういう対応策しているんですけども、具体的にこうやったほうがいいんじゃないかというその提案はちょっと持ち合わせていないんですけども、今後ともいろいろ現場サイドと連携を取って、1人でもそういう子供が少なくなるような環境づくりに、本当に行きたくなる、楽しい学校であるように鋭意努力をするように期待いたします。

教員補助の件も分かりました。補助さんも入れられて環境としては、もうみんな生徒ももう慣れて、こういうもんだと思っているだろうし、あるいは、あるいはといえますか、今後ともそういうできるだけみんなが学べる環境、いい環境であるように、これ決算附表ですけども、4年度は町当局サイドも施設整備ということで鋭意努力して環境は大分改善されているようですので、できるだけ環境整備に努力していただきたい。

あとは、遠距離通学分かりました。そうすると、例えば小学校統合等でスクールバスが出るという、そういうところは志津川地区でも、荒砥とか清水とかで遠いんですけど、そこは現在もスクールバス利用ということでよろしいですね。これからもいろいろ通学とかの安全面も踏まえて鋭意努力していただきたいと思っております。

○委員長（佐藤正明君） 了解ですね。はい。ほかに。（「なし」の声あり）ほかにないようであります。なければ、9款教育費の質疑を終わります。

次に、10款災害復旧費から13款予備費まで、177ページから186ページまでの審査を行います。

担当課長の細部説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） では、まず10款災害復旧費について御説明いたします。

決算書177、178ページ下段からとなります。

まず、10款全体の決算額は19億4,186万8,372円となりまして、予算執行率79.5%、対前年度比70.9%の減となっております。

それでは、1項農林水産業施設災害復旧費から各目ごとの決算状況を御説明いたします。

1目農業施設災害復旧費につきましては、令和4年7月豪雨による農業施設災害復旧に係る経費でございます。決算額2,163万8,000円で予算執行率76.5%、対前年度比52.9%の減額となっております。主な要因といたしましては、昨年度に令和元年度台風19号の災害復旧に係る繰越分があったことから、14節工事請負費がこれによって下回ったことによるものでございます。

○委員長（佐藤正明君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 続きまして、2目でございます。ページ数は177ページから180ページとなります。林道施設災害復旧費でございます。対前年度比はマイナスの56.9%となっております。執行率につきましては49.9%と低い数値となっておりますが、来年度への明許繰越といたしまして4,860万円ほど、率にいたしますと50.1%を繰り越したことによるものでございます。

3目でございます。ページ数は179ページから180ページとなります。漁港施設災害復旧費でございます。執行率は94.1%、対前年度比は67.6%となっております。主な要因といたしますと、平成23年度災害の進捗に伴う事業費の減が主な要因となっております。

続きまして、2項公共土木施設災害復旧費でございます。

1目道路橋りょう災害復旧費でございます。対前年度比はマイナスの85.8%となっております。執行率につきましては、49.9%とこちらも低い執行率となっておりますが、先ほど同様来年度への繰越事業といたしまして43.3%に当たります9,350万円ほどを次年度へ繰り越したことによるものでございます。対前年との低くなった主な要因といたしましては、平成20年度災害の完了及び令和元年度災害の進捗に伴うものでございます。

続きまして、2目でございます。ページ数は179ページから182ページとなります。河川災害復旧費でございます。こちらは対前年度比はマイナスの82.7%となっております。執行率は33.6%となっております。こちらにつきましても次年度への繰越しといたしまして、2億3,000万円ほど繰り越すと、率に致しますと65.2%を繰り越したことによる執行率の減ということでございます。対前年度との比較といたしまして、主な要因といたしましては平成20年…3年度災害の完了及び令和元年度災害の進捗に伴う減となっております。

○委員長（佐藤正明君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君）　続きまして、3項文教施設災害復旧費1目社会教育施設災害復旧費でございます。支出済額は715万円、執行率は99.3%となっております。令和4年3月16日に発生しました福島県沖地震でスポーツ交流村施設が被害を受けましたので、それに係る災害復旧工事の執行でございます。

○委員長（佐藤正明君）　総務課長。

○総務課長（千葉　啓君）　11款の公債費の細部説明とさせていただきます。

公債費は、町債の元金及び利子の償還金でございます。

1項1目元金の執行率は100%で、前年度対比では5.8%の減となっております。

2目利子の執行率につきましては98.3%で、前年度対比では10.1%の減となっております。

附表の20ページに参考資料を記載しておりますので、御参照願います。

以上で11款の細部説明とさせていただきます。

○委員長（佐藤正明君）　企画課長。

○企画課長（岩淵武久君）　続きまして、決算書181ページ、182ページからとなります。

12款復興費でございます。

初めに、12款復興費全体について申し上げます。12款全体では6億9,567万2,526円で決算いたしました。予算に対する執行率は90.59%、令和3年度との比較ではマイナス54.31%でございます。

それでは、1項の復興総務費から目ごとに御説明を申し上げます。

1項1目復興管理費でございます。1目の復興管理費につきましては、予算に対する執行率は97.74%、令和3年度との比較ではマイナス69.44%となっております。この1目におけます支出は過年度復興交付金の返還金となってございまして、令和3年度の7億8,357万円に対し令和4年度におきましては2億3,957万円の決算となったものでございます。

次に、2目地域復興費でございます。2目の地域復興費につきましては、予算に対する執行率は89.72%、令和3年度との比較ではプラスの167.14%となっております。主たる内容につきましては、伊里前地区南側の整備に係る支出となってございまして、当該事業に関連したプラスとなっております。

次に、3目復興推進費でございます。3目の復興推進費につきましては、予算に対する執行率は88%、令和3年度との比較ではプラスの166.13%となっております。主な内容につきましては、繰越事業の震災伝承施設整備等に係る支出となっております。当該事業に関連したプラスとなっております。

○委員長（佐藤正明君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 続きまして、4目でございます。ページ数は183ページから184ページとなっております。

被災者住宅再建支援事業でございます。執行率につきましては100%、対前年度比といたしますとマイナスの50%となっております。こちらにつきましては、交付金事業の完了前からございましたが、町独自の再建支援金ということでございまして、令和3年度は2件ございましたが、令和4年度は1件ということで、減少の主な要因といたしましては住宅再建の進捗に伴う減ということでございます。

○委員長（佐藤正明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 続きまして、2項復興農林水産業費1目農山漁村地域復興基盤総合整備事業費につきまして御説明します。

こちらにつきましては、県から町に委託されております農地圃場整備に係る換地業務の経費でございます。決算額1,853万5,000円で予算執行率96.1%、対前年度比では2,342%の増額となっております。こちらの増額の要因につきましては、決算額の多くが令和3年度に措置した予算でございまして、これを繰り越したことによるものでございます。

○委員長（佐藤正明君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 続きまして、2目でございます。ページ数は183ページから184ページとなります。

執行率はゼロでございます。こちらにつきましては、漁業集落事業の泊浜地区外1地区の工事におきまして、令和2年度に発注をいたしまして令和4年度事故繰越ということでございますが、計画の変更がございまして支払済額の中で事業が完了することによりまして、執行がゼロとなったものでございます。

続きまして、3項効果促進費でございます。1目復興地域づくり加速化事業費でございます。執行率は77.4%、対前年度比はマイナスの89%となっております。こちらは県に委託をしておりました港駅前広場の整備に係る事業費でございまして、最終的には県のほうに委託をしております関係上、最終的には全体の中での精算ということで不用額として690万円ほど出てございますが、ある意味その差金ということで不用額として出ておるものでございます。

以上で12款の説明とさせていただきます。

○委員長（佐藤正明君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 185、186ページをお開き願います。最後となります。

13款予備費につきましては、予見しがたい予算超過に対応する財政調整のため決算書に記載のとおり充用させていただいております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく御審議願います。

○委員長（佐藤正明君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。及川幸子委員。

○及川幸子委員 1点お伺いします。

ページ数が183ページ。2項の1目農山漁村地域復興基盤整備事業費というところで、失礼しました、1目ではなく2目です。漁業集落防災機能強化事業費、ここで不用額915万円ほど出ております。ただいまの説明では、計画変更があったって、泊の漁港で計画変更があったということで事故繰越ということになりましたけれども、この計画変更になった内訳を御説明願います。

○委員長（佐藤正明君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 泊浜地区におきましては、避難路4か所ございました。そのうち2号避難路につきましては、地区とあとは県のほうの気仙沼の振興事務所さんのほうの協議によりまして、本来はG Lからお墓の上まで避難路をつけるという予定としてございましたが、三者合意によりまして防潮堤上部まで階段をつけていただいて、防潮堤上部からお墓までの部分を町で担うということで減になってございます。それが一つの要因でございまして、もう一つの要因は3号避難路、町道で言いますと井戸上線という路線がございまして、そちらの路線につきましては3号避難路ということで町で整備することとしてございましたが、そちらにつきましても地区と気仙沼振興事務所で調整を取りまして、防潮堤に階段をつけていただくということで町としての事業はゼロとなったということが原因となっております。

○委員長（佐藤正明君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 ただいまの説明では、町の持ち出しがなくなって振興事務所さん県との協議で、4つあるうちの2か所がただいま説明したようになったわけですがけれども、その2つとも住民との説明、ちゃんとなっているというようなお話なんですけれども、再度確認しますけれども、私が解釈が間違ったらすみませんけれども井戸上線、先ほど井戸上線ということをお話しされていましたがけれども、井戸上線というのは海岸で防潮堤を造った、防潮堤、そのことを言うのか、ちょっとその辺お伺いします。2つ目の。

○委員長（佐藤正明君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 泊浜の第2漁港と言ったらいいのか、泊浜漁港2分割になってござ

います。そのうちの東側です。ちょうど泊の墓地から下がっていく、東のほうに下がっていく漁港の、下がっていったところに防潮堤、県の防潮堤がございまして陸開でございます。その防潮堤付近に設置をする予定でしたが、そちらのほうは、地区あとは気仙沼振興事務所との協議の上でなくなったということでございます。

○委員長（佐藤正明君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 地元の人たちと十分な話し合い、十二分な話し合いができたという説明を受けましたけれども、それに間違いはないか再度、一番は地元の要望を聞くということが大前提なので、その辺の了解は納得済みであるのか再度お伺いいたします。

○委員長（佐藤正明君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 先ほど来申し上げましたとおり、2か所とも地区の合意を得ております。

○委員長（佐藤正明君） ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、10款災害復旧費から13款予備費までの質疑を終わります。

以上で、支出に関する質疑を終了します。

これをもって、一般会計歳入歳出決算の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤正明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前1 1時56分 休憩

午後 1時10分 再開

○委員長（佐藤正明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第2号令和4年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

令和4年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。
○会計管理者兼会計課長（男澤知樹君） 初めに、決算の全容について御確認いたします。決算書の214ページをお開き願います。

実質収支に関する調書です。歳入総額20億3,217万5,492円、歳出総額19億1,022万2,228円、歳入歳出差引額1億2,195万3,264円の黒字で決算いたしました。令和5年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額も歳入歳出差引額と同額で決算しております。

188ページへお戻りください。

歳入の各款の収入済額の構成比及び対前年度比について申し上げます。

1 款国民健康保険税、構成比15.3%、対前年度比マイナス14.4%。

2 款使用料及び手数料、構成比ゼロ%、対前年度比マイナス2.6%。

3 款国庫支出金、構成比ゼロ%、対前年度比マイナス82.0%。

4 款県支出金、構成比69.5%、対前年度比プラスの3.0%。

5 款財産収入、構成比ゼロ%、対前年度比マイナス36.2%。

6 款繰入金、構成比7.6%、対前年度比プラスの9.4%。

7 款繰越金、構成比7.6%、対前年度比プラスの2.0%。

最後8款諸収入、構成比ゼロ%、対前年度比プラスの231.4%であります。

歳入合計額の対前年度比はプラスの0.2%でありますので、ほぼ前年度並みと言ってよいかと存じます。

なお、国民健康保険税の収納率は96.2%、不納欠損額は66万4,070円。これは前年度の116万8,844円と比較すると50万4,774円少なくなっております。また、収入未済額は1,158万1,784円。これは前年度の1,192万1,841円から34万円ほど少なくなっております。

以上が歳入の説明でございます。

○委員長（佐藤正明君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） 続きまして、歳出について御説明申し上げます。

歳入歳出決算事項別明細書にて御説明いたします。202ページ、203ページをお開き願います。

1 款総務費は、国保特別会計を運営するために必要な職員の人件費、電算システム等の物件費及び国保税の徴税費を含む総括的な管理経費が主な支出となっております。予算に対する執行率は91.5%。前年度比較は4.3%の増となっております。増となった要因といたしましては2項1目賦課徴収費における未就学児児童均等割軽減に係るシステム改修費用による増でござ

います。

次に、204ページ、205ページをお開き願います。

2款保険給付費は、被保険者の疾病・負傷等の療養に対して保険者が負担する療養費、高額療養費、それから出産、葬祭に対する給付が支出の内容となっております。予算に対する執行率は94.8%。前年度比較は1.9%の増となりました。増の理由といたしましては、1項1目の療養給付費が前年度比較で約1,940万円の増、2項2目の高額療養費が前年度比較で929万円の増となったため、その要因といたしましては高額な医療を要する者が複数あったためではないかと分析しております。

次に、206ページ、207ページをお開き願います。

下段になります。3款国民健康保険事業納付金は、国保連合会から医療機関に支払われた医療費のうち国保税等で負担すべき額として町の国保会計から宮城県国保会計に納付することとなっている負担金的な性格の支出でございます。これは前年度の給付の実績、それから国保税額を勘案して積算されております。予算に対する執行率はほぼ100%、前年度比較は1.9%の増となっております。

次、208ページ、209ページをお開き願います。

4款共同事業拠出金は、年金機構からの被保険者への年金受給情報の提供に係る共同事業の拠出金でございます。

5款保健事業費は、生活習慣病を中心とした疾病予防と医療費の伸びを抑えることを目的に実施する健康診査、健康指導等に係る経費で、予算に対する執行率は87.3%、支出額についてはほぼ前年同額となっております。

次に、210ページ、211ページをお開き願います。

6款基金積立金は基金の利息の積立でございます。

7款公債費の支出はございませんでした。

それから、8款諸支出金は、国保の資格の遡及喪失や所得の修正申告等による国保税の還付金、それから過年度分の国庫補助金等の精算に係る返還金。それから国保診療施設としている南三陸病院への繰出金となります。予算に対する執行率は74%、対前年度比較は13.7%の増となりました。国庫補助金等の返還が増加したためであります。

9款予備費の使用はございませんでした。

以上、国民健康保険特別会計決算の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほど願

いたします。

○委員長（佐藤正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔にお願いいたします。

質疑願います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これをもって認定第2号の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤正明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第3号令和4年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

令和4年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（男澤知樹君） 決算書の225ページを御覧ください。

実質収支に関する調書であります。歳入総額1億5,394万1,916円、歳出総額1億4,985万2,860円、歳入歳出差引額408万9,056円で決算いたしました。令和5年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額も歳入歳出差引額と同額の黒字で決算しております。

215ページへお戻りください。

歳入の各款の収入済額の構成比及び対前年度比について申し上げます。

1 款後期高齢者医療保険料、構成比72.8%、対前年度比プラス2.6%。

2 款使用料及び手数料、構成比ゼロ%、対前年度比マイナス18.3%。

3 款繰入金、構成比24.7%、対前年度比プラス13.2%。

4 款繰越金、構成比2.1%、対前年度比マイナス49.6%。

5 款諸収入、構成比0.3%、対前年度比マイナス15.9%。

歳入合計額は対前年度比でプラス2.6%ですので、これもほぼ前年度並みの決算となったも

のと考えております。

簡単ですが以上が歳入の説明でございます。

○委員長（佐藤正明君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） 続きまして、歳出について御説明申し上げます。

決算書223ページ、224ページをお開き願います。

歳出は宮城県後期高齢者医療広域連合に対し町が徴収した保険料と町の特別会計において負担すべき納付金が主な内容でございます。

まず、1款後期高齢者医療広域連合納付金は、予算に対する執行率98.6%、対前年度比では2.2%の増となっております。納付金につきましては、前々年度の給付実績に応じて算定された負担額となっております。

2款諸支出金は保険料の過誤納還付金です。

3款予備費の支出はございません。

以上簡単ではございますが、後期高齢者医療特別会計の決算の説明とさせていただきます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○委員長（佐藤正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

質疑願います。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって認定第3号の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤正明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第4号令和4年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

令和4年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（男澤知樹君） 決算書の256ページを御覧ください。

歳入総額16億2,740万1,168円、歳出総額15億2,638万9,117円、歳入歳出差引額は1億101万2,051円で決算いたしました。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額も歳入歳出差引額と同額の黒字で決算しております。

226ページへお戻りください。

歳入の各款の収入済額の構成比そして対前年度比について申し上げます。

- 1 款保険料、構成比19.5%、対前年度比マイナス1.5%。
- 2 款使用料及び手数料、構成比ゼロ%、対前年度比マイナス42.0%。
- 3 款国庫支出金、構成比25.5%、対前年度比プラスの6.6%。
- 4 款支払基金交付金、構成比24.1%、対前年度比プラスの2.6%。
- 5 款県支出金、構成比13.9%、対前年度比プラスの1.1%。
- 6 款財産収入、構成比ゼロ%、対前年度比マイナス86.8%。
- 7 款繰入金、構成比13.8%、対前年度比マイナス1.7%。
- 8 款繰越金、構成比3.2%、対前年度比プラス6.2%。

最後9款諸収入、構成比0.1%、対前年度比はこれは1万%を超える大幅な、金額が小さいので数字読めばプラスの14617.2%であります。

歳入合計額は対前年度比でプラス2.1%ですので、ほぼ前年度並みの決算と捉えております。

簡単ですが、以上で歳入の説明を終わります。

○委員長（佐藤正明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） それでは、介護保険特別会計の歳出について細部説明をさせていただきます。

事項別明細書により御説明いたしますので、決算書240ページ、241ページをお開きください。

1 款総務費です。1 款全体の予算に対する執行率は91.0%でございます。対前年度との比較では18.4%の減となっております。

続きまして、項別に御説明申し上げます。

1 項総務管理費。予算に対する執行率は88.7%、対前年度比では32.2%の減となっております。この項につきましては職員人件費や事務的経費を支出しておりまして、減額の主な要因につきましては職員人件費の減などによるものでございます。

次に、2 項徴収費でございます。予算に対する執行率は74.0%、対前年度比で11.6%の減と

なっております。こちらにつきましては、主に介護保険料の納入通知書作成等に係る経費であります。

次に、3項介護認定事業費でございます。

ページ数は242、243ページへと続きます。

予算に対する執行率は96.8%、対前年度比では1.1%の減となっております。介護認定審査に要する経費でございます。

続きまして、2款保険給付費でございます。

242、243ページから248、249ページとなります。

この2款全体の予算に対する執行率は97.3%でございます。対前年度との比較では0.2%の増となっております。保健給付費につきましては、全体としては前年度と同規模の決算状況となっておりますが、1項介護サービス等諸費における目単位で見た場合、5目施設介護サービス給付費で約390万円ほど減少、9目の居宅介護サービス計画給付費で約210万円ほどの増加という動きが見られます。このうち施設介護サービス給付費につきましては、重度の要介護者の利用の減少、また新型コロナウイルス感染症感染拡大時における施設利用の制限などが影響しているものと考えております。

なお、2項介護予防サービス等諸費、3項その他諸費、4項高額介護サービス等費、5項高額医療合算介護サービス等費、6項特定入居者介護サービス等費を含めた各給付項目の詳細につきましては、決算附表157ページから158ページに記載をしておりますので御参照願います。

続きまして、248、249ページの中段、3款地域支援事業費でございます。3款全体の予算に対する執行率は93.7%でございます。また、前年度との比較では4.3%の減となっております。減額の主たる要因といたしましては、4目生活支援体制整備事業費における職員人件費の減によるものでございます。

詳細についてですが、1項1目介護予防生活支援サービス費。こちらは要支援1及び要支援2の方へのサービス給付に係る科目でございまして、前年度比較で1.3%の増となっております。

次に、2項1目一般介護予防事業費でございます。こちらは介護予防事業に係る事業費等を計上している科目でございまして、前年度比で10.6%の増となっております。増額の主たる要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により中断等をしておりました各種事業、いきいき百歳体操などの実施回数増によるものでございます。

続きまして、250ページ、251ページをお開きください。

3項1目包括的ケアマネジメント支援事業費でございます。こちらは地域包括支援センターの運営に携わる専門職等の職員人件費及び相談事業等における経費を支出しております。対前年度比で3.8%の増となっており、増額の理由につきましては職員人件費の増によるものです。

次に、3項2目任意事業費。こちらにつきましては、在宅介護家族への支援としての家族介護用品支給事業や成年後見制度利用に係る事業費について支出をしております。

次に、3項3目在宅医療介護連携推進事業費でございます。こちらについては、在宅要介護者についての医療・介護の連携に係る費用でございまして、関係者の協議等における費用を支出しております。

3項4目生活支援体制整備事業費でございます。こちらにつきましては、生活支援コーディネーター配置に係る委託料等を支出してございまして、前年度と比較いたしますと25.9%の減となっております。減額の主たる要因といたしましては職員人件費の減によるものでございます。

続きまして、252ページ、253ページでございます。

3項5目認知症総合支援事業費でございます。こちらにつきましては、認知症対策に関する事業経費でございまして、認知症予防に係る講演会等の経費となっております。

次に、4項1目審査支払手数料。こちらにつきましては、介護予防ケアマネジメント費に係る国保連への審査支払手数料でございます。

続いて、4款基金積立金でございます。4款全体の予算に対する執行率はほぼ100%でございます。

次に、5款諸支出金でございます。5款全体の予算に対する執行率は99.4%、対前年度との比較では41.1%の減ということになっております。減額の主たる要因といたしましては、国庫支出金の過年度分償還金が令和3年度と比較して減少しているためです。

1項1目第1号被保険者保険料還付金。こちらにつきましては、第1号被保険者に係る過年度分の保険料還付分でございます。

2目償還金。こちらにつきましては、過年度分の決算の確定に係る国庫及び県の負担金並びに支払基金のそれぞれの額の確定に伴う返還金でございます。

3目第1号被保険者還付加算金ですが、こちらのほうは支出はございませんでした。

次に、2項1目一般会計繰出金。予算に対する執行率はほぼ100%でございます。対前年度

との比較では7.0%の減ということになっております。こちらは、先ほど1項2目の償還金で申しあげました返還の町負担分でございます、令和3年度事業分の余分な町負担について一般会計に返したというものでございます。

続いて、254ページ、255ページ。

6款予備費でございます。こちらのほうは支出はございませんでした。

以上、歳出合計、支出済額15億2,638万9,117円、予算に対する執行率は94.0%、対前年度比では約1,577万2,000円ほど、率にして1.0%の減となりました。

以上、歳出に係る細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○委員長（佐藤正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

質疑をお願いします。伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 1件だけお伺いいたします。

ページ数で言いますと248、249ページに関する部分。附表のほうで言いますと161ページ。

現状、地域活動支援事業について、今いきいき百歳体操を町内で各団体さん実施していらっしゃいます。ここには令和4年28団体とあるんですけども、現状の評価としてなかなかコロナもあって、こういうことを実施する環境もちょっとなかなか作りづらかった部分あると思うんですけど、この28団体という数字なんですけれども、これが今、集められるというか、簡単に言えばもっと実施団体というのを増やしていけないのかなど。町から促して28団体参加されていると思うんですけども、実はもっと啓発するともっと増やしていけるのかなという見方もできるかなと思うんですけど、この結果を踏まえて現状をお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

○委員長（佐藤正明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 委員おっしゃるとおり、この令和2年度、3年度はなかなかそういった活動もできなくてということで、4年度に少しずつ活動も再開してということでこのような決算になりました。実際28団体というところで今活動しておりますけれども、そういった地域の中の状況をこちらもしっかり注視しながら、また当然住民主体で健康づくりをするというところが一番でございますので、そういったことからさらに活動の団体を増やしていければいいかなというふうに考えております。

○委員長（佐藤正明君） 伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 そうですね、なかなかコロナの影響というのは心のケアもそうですし、健康の体の面のケアというのもすごく、逆に言うといけない部分も多かったので今後さらに増えていくことを期待するものでありますが、同時にこの場というのは地域の挨拶の場、コミュニティーをつなげる場でもあると思いますので、そういったサポート、特に生活不活発病を防ぐという視点からも、今なかなかお茶飲み会も、その公営住宅も各行政区もなかなか集会所でも集まりにくい環境の中で唯一このいきいき体操が今集まっている、集められる一つのものかなと思うんですが、ちょっとお聞きしたかったのが参加人数も実は減っているんですね。というのが、同時にそのマンネリ化も今ちょっと進みがちというか、そういった現況もあるかなと思いますので、参加団体を増やすことも当然なんですけど、参加人数を増やすその啓発、サポート、その辺をお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○委員長（佐藤正明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 介護予防普及啓発事業といたしまして、1つ出前便ということで、実際そのいきいき百歳体操の体験会みたいなのも行ってございまして、昨年度は2会場で26人参加いただきました。このような取組を継続していきたいと思っておりますし、また、その内容についてもいろいろなところを組合せて、委員おっしゃるようにマンネリ化を防ぎながら、できるだけ積極的に参加いただけるような雰囲気をつくっていききたいと思っております。

○委員長（佐藤正明君） よろしいですか。ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって認定第4号の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤正明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第5号令和4年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

令和4年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（男澤知樹君） それでは、決算書の267ページを御覧ください。

歳入総額3,326万3,762円、歳出総額3,306万4,515円、歳入歳出差引額19万9,247円で決算いたしました。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額もいわゆる形式収支と同様に黒字で決算しております。

257ページへお戻りください。

各款の収入済額の構成比そして対前年度比についてこれも申し上げます。

1 款使用料及び手数料、構成比28.1%、対前年度比プラス8.4%。

2 款県支出金、構成比0.2%、対前年度比ゼロ%。

3 款繰入金、構成比60.1%、対前年度比マイナス16.7%。

4 款繰越金、構成比10.1%、対前年度比プラス71.7%。

5 款諸収入、構成比1.5%、対前年度比プラス9.0%。

歳入合計額は対前年度比でマイナスの5.3%でありました。

なお、収入未済額はございません。

簡単ですが、以上が歳入の説明でございます。

○委員長（佐藤正明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） では、市場事業特別会計の歳出の細部について御説明申し上げます。

事項別明細書、決算書の263、264ページをお開きいただければと思います。

各目ごとの決算状況を御説明いたします。決算附表は164ページに記載しておりますので御参照いただければと思います。

1 款市場事業費 1 項市場事業費の 1 目市場管理費につきましては支出済額3,306万4,515円で、予算執行率94.9%、対前年度比では4%の増というところになっております。増額の主な要因といたしましては、17節備品購入費において水揚げされる魚種に対応するため大型タンクであるとか、フォークリフトなどを購入したことによるものでございます。

2 款予備費については、流用等はなかったところであります。

以上、簡単ですが市場事業特別会計の細部説明とさせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○委員長（佐藤正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

質疑願います。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって認定第5号の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤正明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第6号令和4年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

令和4年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（男澤知樹君） それでは、決算書の278ページを御覧ください。

本会計の歳入総額は2,872万3,088円、歳出総額は1,138万3,540円、歳入歳出差引額は1,733万9,548円で決算いたしました。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんでしたので、実質収支額も歳入歳出差引額と同額の黒字で決算しております。

268ページへお戻りください。

各款の収入済額の構成比及び対前年度比についてこれも申し上げます。

1 款使用料及び手数料、構成比5.5%、対前年度比マイナス9.0%。

2 款財産収入、構成比ゼロ%、対前年度比プラスの19.9%。

3 款繰入金、構成比68.5%、対前年度比プラスの51.8%。

4 款繰越金、構成比26.0%、対前年度比プラス3.6%。

5 款諸収入、構成比ゼロ%、対前年度比プラス6.4%。

6 款分担金及び負担金、構成比ゼロ%、4年度は収入はゼロです。

歳入合計額は対前年度比でプラスの31.3%でありました。

270ページ、271ページをお開き願います。

中段のなお書きについて御説明申し上げます。委員各位において既に御承知のとおり漁業集

落排水事業につきましては、本年3月31日をもって特別会計が廃止されておりますことから、歳入歳出差引残額1,733万9,548円につきましては、本年4月1日に新たに設置されました南三陸町下水道事業会計に引き継がれております。そのため、この漁業集落排水事業特別会計には令和4年度は出納整理期間が存在しません。その関係から前年度よりも収入未済額が増加した形となっているものと捉えております。

以上が歳入の説明及び歳入歳出差引残額の整理に関する説明でございます。

○委員長（佐藤正明君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） それでは続きまして、歳出の細部説明をさせていただきます。

276ページ、277ページ、事項別明細書を御覧願います。

1款1項の漁業集落排水事業費は、袖浜処理区浄化センター等の施設の維持管理に要した経費でございます。支出済額332万6,366円、執行率は60.15%と低くなっておりますが、会計管理者も説明いたしました打切決算のため12節委託料において浄化センター運転管理委託料下半期分が備考欄の決算額と同額の148万5,000円が未払いとなったことによるものでございます。これを含めた執行率は87%となります。

続いて、2款1項の公債費は地方債の償還金、利子の支出で前年度比18%減の805万7,174円でございます。

以上、簡単でございますが漁業集落排水事業特別会計の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（佐藤正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

質疑願います。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって認定第6号の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤正明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第7号令和4年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

令和4年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の細部説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（男澤知樹君） 決算書の293ページをお開き願います。

歳入総額1億7,081万1,140円、歳出総額1億4,054万1,336円、歳入歳出差引額3,026万9,804円で決算いたしました。

翌年度へ繰り越すべき財源はこの会計もございませんでしたので、実質収支額も歳入歳出差引額と同額の黒字で決算しております。

279ページへお戻りください。

各款の収入済額の構成比及び対前年度比について申し上げます。

1 款分担金及び負担金、構成比0.4%、対前年度比マイナス2.0%。

2 款使用料及び手数料、構成比8.1%、対前年度比マイナス10.4%。

3 款国庫支出金、構成比10.3%、対前年度比プラス173.2%。

4 款財産収入、構成比ゼロ%、対前年度比プラスの23.1%。

5 款繰入金、構成比58.2%、対前年度比プラス36.9%。

6 款繰越金、構成比5.6%、対前年度比マイナス80.5%。

7 款諸収入、構成比2.5%、対前年度比は令和3年度がすごい小さな金額でしたので大幅な増となっております。

8 款町債、構成比14.8%、対前年度比プラス28.4%でした。

歳入合計額は対前年度比でプラス3.9%であります。

281ページ、282ページをお開き願います。

中段のなお書きを御覧ください。本公共下水道事業につきましても先ほど御説明申し上げました漁業集落排水事業と同様に本年3月31日をもって特別会計が廃止されておりますことから、歳入歳出差引残額3,026万9,804円につきましては、本年4月1日に設置されました南三陸町下水道事業会計に引き継がれております。

また、この公共下水道事業特別会計には令和4年度は先ほどこれも御説明申し上げましたが、

出納整理期間が存在しておりません。その関係から前年度よりも収入未済額が増加した形となっているものと捉えております。

以上が歳入等の説明でございます。

○委員長（佐藤正明君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） それでは、歳出の細部説明をさせていただきます。

287ページ、288ページをお開き願います。

歳出の事項別明細書でございます。

1 款 1 項 下水道総務費全体の支出済額は4,714万5,524円で執行率は90.31%でございます。

1 目の下水道総務管理費は、職員の人件費、消耗品等の事務的な経費でございます。執行率は90.83%、前年度比較で3,562万円、43%の減となっております。減額の主な理由は、令和3年度において一般会計からの繰入金を精算し、一般会計へ4,300万円ほど繰出しをいたしました。4年度は繰出しがなかったことなどによるものでございます。

次の289ページ、290ページをお開き願います。

2 款 1 項 下水道施設管理費全体の支出済額は4,799万4,930円で執行率は92.28%でございます。

1 目の特定環境保全公共下水道施設管理費は、伊里前処理区の浄化センターや管路の維持管理に要する経費でございます。対前年度比較で2,138万円ほど80%の増となっております。増額の要因は、伊里前浄化センター機械等更新工事等が増になったことによるものでございます。

12節委託料において不用額が266万円ほどとなっておりますが、このうち264万円は浄化センター運転管理委託料下半期分で打切決算による未払金として新会計へ引き継いだものでございます。この分を入れますと執行率は97.3%となります。

3 款 1 項 公債費は、地方債及び利子の償還金で、前年度とほぼ同額でございます。

以上、公共下水道事業特別会計の決算の細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○委員長（佐藤正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

質疑ございませんか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって認定第

7号の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤正明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第8号令和4年度南三陸町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

令和4年度南三陸町水道事業会計決算の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（糟谷克吉君） それでは、認定第8号令和4年度南三陸町水道事業会計決算の細部説明をさせていただきます。

決算書294ページ、295ページをお開き願います。

まず、3条予算収益的収入及び支出でございます。1年間の企業の経営活動に伴い発生した収益と費用でございます。

上段収入から、1款水道事業収益の決算額は6億5,950万4,600円、前年度比較で2,384万円、3.7%の増となっております。

1項営業収益における給水収益につきましては、ほぼ前年度同額となり、ここ数年横ばい傾向でございます。

2項営業外収益は2億8,107万8,690円で、内訳は減価償却費に対する補助金相当の長期前受金戻入外他会計補助金などでございます。

3項特別利益3,377万7,522円は、過年度分の特別交付税について精算し収益化したことによる特別利益でございます。

下段支出でございます。施設の運転管理等事業を運営するための費用になります。

1款水道事業費用の決算額は6億5,944万4,093円となり、前年度比較で964万円、1.5%の増となっております。

1項営業費用は6億143万8,858円、前年度比較で1,835万円、3.1%の増となっております。

2項営業外費用は5,800万5,235円、前年度比較832万円、12.5%の減となっております。企業債償還金などの費用でございます。

収益的収支に係る前年度対比につきましては、307ページに事業収支に関する事項を載せてございますので、併せて御確認をお願いいたします。

次に、296、297ページをお開き願います。

4条予算資本的収入及び支出でございます。配水本管等設備の改良するための支出とその財源となる企業債補助金などの収入になります。

上段の収入、1款水道資本的収入の決算額は4億106万7,400円、前年度比較で5億2,457万円、56.7%の減でございます。要因につきましては、水道施設災害復旧事業の減により、それに対する国庫補助金の減が主なものでございます。

1項企業債は1億670万円で当年度実施しました連絡管整備事業及び老朽管更新事業の財源として借入れを行ったものでございます。

2項出資金は3,403万5,000円で、これにつきましても連絡管整備事業、老朽管更新事業に対する一般会計からの出資金でございます。

3項負担金は消火栓の設置整備に係る一般会計負担金でございます。

4項補助金は7,490万9,000円で国庫補助金でございます。

5項その他資本的収入1億8,378万9,400円は災害復旧工事に対する過年度分特別交付税を精算したことによる特別収益でございます。

下段の支出、1款水道資本的支出の決算額は4億1,996万564円、前年度比較で6億3,251万円、60%の減でございます。要因につきましては、収入同様水道施設災害復旧事業の減による建設改良工事費の減が主なものでございます。

また、1億1,292万8,000円を次年度に繰り越しております。

なお、建設改良工事の概要につきましては、決算附属書類305ページに記載しておりますので、併せて御確認をお願いいたします。

2項企業債償還金は1億5,900万9,193円で昨年とほぼ同額となっております。

4条の決算につきましては、1,889万円ほど収入が支出に対して不足しておりますが、欄外に記載のとおり損益勘定留保資金消費税調整額で補填をしております。

以上が令和4年度の決算の概況でございますが、収益的支出と資本的支出の合計から減価償却費を除いた決算の事業規模7億4,000万円ほどは前年度比較で約6億円、45%の減となっております。

次に、財務諸表について説明させていただきますので、299ページをお開き願います。

令和4年度の水道事業損益計算書でございます。この損益計算書は、令和4年度の事業成績を明らかにするための収益費用、純利益の報告書になります。金額は税抜でございます。

経営の概要としましては給水収益が3億1,200万円ほどと伸び悩む一方、営業費用においては災害復旧が完了し固定資産が増加したため、それに伴い減価償却も増えて営業損失が生じております。

中段の経常利益はマイナスの3,337万9,233円で、特別利益3,377万7,522円を加えた当年度純利益は39万8,289円の黒字となりました。

最下段の令和4年度末の累積欠損金は5,421万9,702円でございます。

次に、300ページ、301ページをお開き願います。

令和4年度水道事業剰余金計算書でございます。この計算書は資本剰余金及び利益剰余金が年度中にどのように増減したかを示すものでございます。

左側、資本金の年度末残高は13億4,000万円ほど、301ページ左から2列目、補助金などの資本剰余金は58億5,700万円ほどで欠損金を差し引いた資本の合計は右端の列でございますが、71億4,428万円となっております。

下段の表は欠損金の処理計算書でございます。

次に、302ページ、303ページをお開き願います。

令和4年度末現在の水道事業の貸借対照表でございます。この表は水道事業の財政状況を表すもので、令和4年度末現在の保有資産、負債資本を総括的に載せているものになります。

302ページの資産の部、中段です、右側になりますけれども、固定資産の合計額は127億5,287万円ほどで前年度末から5億5,000万円、4.5%増加をしております。現金などの流動資産と合わせた最下段、資産合計は130億4,482万6,276円となります。

これに対し、資産がどのようにして得られたかを示す負債、資本については303ページになります。

負債の部合計額は、中段にありますとおり59億54万円ほどで、企業債が10億6,000万円ほど、国庫補助金などの繰延べ収益が45億6,215万円ほどとなっております。

次に資本の部でございますが、さきに剰余金計算書で説明したとおり、下段、最下段、下から2段目、資本金合計は71億4,428万円と負債、資本の合計は、最下段、資産と同額130億4,482万6,276円でございます。これら財務状況から経営状況の分析をいたしますと、現金などの流動資産が流動負債をここ数年ぶりに上回っております。短期的には財務は安定しております。

すが、長期的には欠損金の解消を図る努力をしながら運営をしていかなければならないことと
考えてございます。

304ページ以降には決算附属書類として建設工事の概要、業務量、キャッシュフロー等を載
せておりますので、併せて御確認くださいようお願いいたします。

以上、水道事業会計決算の細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いい
たします。

○委員長（佐藤正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入支出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

質疑願います。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって認定第8号の
質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって討
論を終結いたします。

これより認定第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤正明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと
決定されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は2時30分といたします。

午後2時10分 休憩

午後2時31分 再開

○委員長（佐藤正明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第9号令和4年度南三陸町病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。

令和4年度南三陸町病院事業会計決算の細部説明を求めます。南三陸病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） よろしくお願いたします。

令和4年度南三陸町病院事業会計の細部説明をさせていただきます。

説明に入らせていただく前に、この決算書には表していない当病院への各種支援について御
報告をさせていただきます。

令和4年度におきましても、令和3年度に引き続き、宮城県から自治医科大学卒業医師の配置事業で内科医1名と整形外科医1名の計2名の派遣を頂いているところでございます。東北大学病院からは、地域医療支援事業として内科医師1名の支援を頂くとともに、その他外来非常勤科に対する医師の定期派遣もいただいているところでございます。また、同大学病院からは、月20日程度の当直支援や土日・祝日等の日当直についても支援をいただいている状況でございます。透析診療では、東北大学病院腎・高血圧・内分泌科の御支援により診療開始以来、継続して透析診療に関わるシステム管理を行っていただくとともに、所属の透析担当医師には毎週1回程度の透析診療にも御協力をいただいているところでございます。

なお、一般会計歳入歳出決算審査の際に御質問のありました小児科診療の充実につきましては、県内における小児科医師の不足等が見られる中であって、同じく東北大学病院の御協力をいただき週3回、午前になります。一般診療を何とか維持しているという現状にあります。今後も現状を維持できるように努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

それでは、初めに令和4年度の患者数を申し上げますので、決算附属書類、決算書の337ページをお開きいただきたいと思っております。

上段の表になります。まず入院では2万6,241人、外来が4万4,260人で、令和3年度と比較しますと入院で1,863人の減、外来で163人の増となりました。1日当たりの患者数では入院が71.9人、外来では182.1人で、令和3年度と比較では入院で5.1人減、外来で0.6人の増という状況になってございます。

それでは、細部に戻らせていただきますので、決算書の325、326ページにお戻りいただきますが、収益的収支に関わる令和3年度の比較につきましては、今御覧いただきました決算附属書類の338ページ以降に記載をさせていただきますので、併せて御確認をいただければと思っております。

それでは、325、326ページの収益的収入及び支出について細部説明をさせていただきます。

最初に収入になります。

病院事業収益は18億633万9,690円で決算し、令和3年度との比較では6,565万5,022円、3.5%の減となりました。予算に対する収入率は91.9%であります。そのうち医業収益につきましても3,961万742円、3.0%の減となっております。医業収益の減収は新型コロナウイルス感染症の感染拡大が主な要因というふうに考えてございます。

次に支出につきましては、病院事業費用として17億9,800万4,338円で決算し、令和3年度の比較では4,330万9,895円、3.4%の減となりました。予算額に対する執行率は91.5%、このう

ち医業費用は17億8,617万6,420円で決算し、令和3年度の比較では4,560万7,293円、3.5%の減という状況でございました。

次に、327ページ、328ページ、資本的収入及び支出でございます。

施設の整備や企業債の償還等の支出、この財源として企業債収入や一般会計からの出資金が計上されてございます。

初めに収入でございますが、病院事業資本的収入額は1億2,224万3,083円で決算し、令和3年度との比較では8,360万6,991円、216.4%の増となりました。医療機器等の購入に係る企業債に係る収入増が主な要因でございます。企業債の内訳は、決算附属書類340ページに詳細が記載されてございますので御確認ください。

続きまして、支出でございます。

病院事業資本的支出ですが1億2,219万420円で決算し、令和3年度との比較では4,012万7,153円、48.9%の増となりました。増額となりました主な要因は、建設改良費の増となりますが、建設改良に関する重要契約については、こちらも決算附属書類の339ページに記載をしておりますので御確認をいただきたいと思っております。

続きまして、財務諸表について御説明を申し上げます。

329ページ、損益計算書でございます。

事業年度の営業成績を明らかにするために作成する決算書類で、税抜きの表記となりますので決算報告書の数字とは合致いたしません。まず、医業収益が12億8,664万9,421円で、令和3年度の比較では3,850万8,153円、2.9%の減となりました。

次に、医業費用は17億3,570万9,754円で、令和3年度との比較では4,525万5,455円、2.5%の減となりました。差引き4億4,906万333円の医業損失となりましたが、医業収益、医業費用ともに減少したことにより、令和3年度との比較では674万7,292円の損失幅の減という結果になってございます。

令和3年度に引き続き新型コロナウイルス感染症により、年間を通じて営業収益に対し影響を受けましたが、一方で集団個別合わせて延べ1万4,754人への新型コロナウイルスワクチンの接種等による公衆衛生活動収益もございまして、その他医業収益を合わせまして3,370万5,111円という結果になりました。また、医業外収益が5億1,142万7,360円と、令和3年度との比較では2,607万844円、4.9%の減となっております。内訳といたしましては、一般会計負担金は3億4,000万円と令和3年度と同額で、新型コロナウイルス関連の県補助金が1,117万

7,000円ほど増額となった一方で、他会計補助金、長期前受金戻入合わせて3,743万円ほど減という内容になってございます。

その他医業外費用及び特別利益損失を加えた最終的な当年度の純利益は833万5,352円となり、繰越欠損金が8億3,777万7,317円となっておりますので、年度末での未処理欠損金の額は8億2,944万1,965円となりました。

年度別の収益の状況は、決算附属書類340ページを御覧いただきたいというふうに思います。

なお、その他特別損失に183万7,534円計上してございますが、このうち180万円につきましては南三陸町医学生等修学資金貸付制度において、病院業務への従事期間が満了となった者1名について償還免除といたしたことによるもので、貸付金であります基金の運用状況につきましては決算附属書類の345、346ページに示してございます。

また、監査委員より、各種会計決算及び基金の運用状況審査意見書において、法令に準拠していない処理として御指摘いただきましたのが、この特別損失に至るまでの過程についてでございます。具体的には当初、監査に付した段階では、償還免除としました資産であります貸付金の減少を資本金を減少するという仕分としておりましたが、資本金の減少につきましては地方公営企業法の規定に基づき議決を経て可能となるところで、議決を経ないまま欠損を調製しており、その後、会計処理について改めて確認をさせていただきましたところ、特別損失として処理するとする実務解説を確認できましたので訂正をさせていただき、再度監査をいただいているところでございます。

今後の事務執行につきましては、細心の注意を払ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、330ページ、331ページをお開きください。

剰余金計算書ですが、資本剰余金、利益剰余金が年度中にどのように増減したかの内容を示すもので、当該年度の変動といたしましては、自己資本金に一般会計からの繰入金、資本剰余金には南三陸町医学生等修学資金貸付金の利息を計上してございます。

次に、下段の欠損金処理計算書ですが、自己資本金、資本剰余金及び未処理欠損金等が議会の議決による処分により変動した残高の計算書となっておりますが、令和4年度内の変動はございません。

次に、332ページ、333ページをお開きください。

病院事業貸借対照表でございます。事業年度末の財政状況を明らかにするために作成された

決算書類でございます。

資産といたしましては、建物等の固定資産、現金等の流動資産を合わせて43億6,958万4,064円、令和3年度との比較では固定資産の償却等により878万7,358円減少してございます。

対して、負債及び資本でございますが、負債は企業債、繰延収益としての長期前受金等を合わせて43億6,818万8,692円。資本につきましては自己資本金、剰余金としての国・県補助金、欠損金等を合わせて139万5,372円で、負債資本合計がバランスシートでございますので資産合計額と一致をしているというものでございます。

以上、財務諸表の説明とさせていただきますが、335ページから346ページに決算附属書類を掲載してございますので、事業内容等確認をいただければと思います。

以上、病院事業会計決算の細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（佐藤正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入支出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

質疑願います。質疑ございませんか。伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 すみません、2点お伺いします。

決算表のページで言うと335ページのちょっと総括的な部分のことをちょっとお聞きしたいと思います。衛生費のほうでもちょっとちらっと触れた部分なんですけれども、この新型コロナワクチン接種等の対応ですね。あとは発熱等の対応というのは、4年度までは段階を踏んで適切にというか、しっかりと行われたものというふうに理解はしております。ただ、同時にこの4年度においては、やっぱり接種委託料等の効果もあって、効果というかそれもあって、1,016万円の経常利益を計上したと同時に、やはり医業収益もワクチン接種によって3,000万円を超える収益を得ているということになるんですけれども、これが当然減っていくというか、減ることは間違いないと思うんですけれども、そういった意味で今後、これは衛生費のほうで触れているからもう一度再度申し上げますが、この新型コロナの対応、それから個別接種で言うとインフルエンザ等々、それから一番はその発熱外来ですね、その受入体制においてしっかりと体制が、その施設もそうですし、人のほうもそうなんですけれども、両面においてしっかりと体制維持、しっかりできるかどうかという部分をこの段階でお聞きできればなというふうに思いましたのでお聞きします。

それから、もう一つ339ページに移りまして、この心配事は杞憂かなとは思いますが、念

のためお聞きしたいと思います。業務委託に関する契約で、当然病院ですね、食事サービス提供業務委託行っているんですけども、これ令和7年度までの契約期間になっているんですけども、昨今のいろんな言われている高騰、いろんなものの高騰で影響を受けて業者さんがこの金額の見直し等々を可能性があるのかどうかという部分を、ちょっと端的にお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員長（佐藤正明君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） 前段の部分につきましては、委員おっしゃるとおりというふうに見ております。その辺につきましては、今後その経営という面での視点でやはりきちんと見直しをしていかないといけないというふうについては認識をしているところでございますが、すぐに好転にするというようなものはなかなか見だしづらいというのも事実でございますので、そこはしっかり精査をしてみたいというふうに考えてございます。

それと、発熱外来の体制ということなんですが、御存じのとおりコロナウイルスは5類に分類をされました以降も対応としては変わっていないということになります。ですので、実際連日のように発熱外来の利用もあるというような状況が続いておりますし、ここ数日はなんかインフルエンザのほうも徐々に見られ始めてきているということでございますので、当院としてはしっかりその辺の対応は図っていききたいというふうに考えているところでございます。

なお、給食サービスにつきましては、今のところ特段ということではないんですが、当然このまま推移が続くということであれば、そういった見直し等も必要になってくるというふうに思いますので、委託業者としっかり情報共有をしてみたいというふうに考えてございます。

○委員長（佐藤正明君） 伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 そうですね。まず業務委託のほうなんですけども、やはり民間企業の契約の相手方でございますので、当然特に何も変化がなければ契約金額のままで行けるとは思うんですけども、やはりすごく状況が変わってきている部分というのはあるんじゃないかなというふうに思いますので、そこはやはり今後も適切に共有いただきながら対応が途切れるというか、途切れないようにというか、しっかり提供できるような体制を望みたいと思いますのでよろしくお願いたします。

ちょっと1点目だけ再度お聞きしたい部分がありました。発熱外来においては、この夏特に暑かったので、コロナ以外でも結局熱中症であったりとか、あとはあれですね、すみません、ちょっと度忘れしました。胃腸炎、感染性胃腸炎も発熱が非常に多い、それからやっぱりイン

フルも増えているということで、その発熱外来の体制というのはやっぱり何が要因で発熱するかも、そこに行くまでは当然皆さん分からない部分もあるので、その体制というのはコロナの感染状況に限らず、やっぱりしっかりとほかの市町村でも発熱外来ありますけれども、ぜひしっかりと対応していくためにいろんな工夫をまた望みたいと思いますし、事務局長にもう一度、再度お伺いしたかったのは、同時に院内感染やそれから今、院外感染というの也被言われている中で、病院内の対策の部分についてもちょっと再度確認のためお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（佐藤正明君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） 参考までに、5類以降となりました後の発熱外来の状況を申し上げさせていただきますと、5類移行以降、8月の末時点で実人数といたしまして532の方が発熱外来においでいただいているという状況でございます。おいでいただく前には電話連絡をいただきまして発熱の状況をお伺いをさせていただいた後に対応をさせていただいておるという状況でございますので、その前に一時的なその状況というのは、こちらのほうも把握をして対応させていただいてるという状況でございます。

なお、院内の、院内院外も含めた感染ということでございますが、院内に感染に対する委員会を持ってございまして、月1で情報共有の会議を持ってございまして、対策を含めたところを取組は進めさせていただいているという状況でございます。

○委員長（佐藤正明君） よろしいですか。ほかにございせんか。及川幸子委員。

○及川幸子委員 1点お伺いいたします。

これの335ページに決算附属書類の中の事業報告書が載っております。その中で一般会計からの繰入れとして3億4,000万円を受け入れて、収支は834万円の純利益となったとありますけれども、この純利益、一般会計の繰入れがなくてはやっていけない会計となっております。今後、この中核病院それぞれ気仙沼、日赤あるわけですがけれども、そここの連携が不可欠となっていくと思われるんですけども、今後の体制と総合診療の現在は体制取っておりますけれども、今後この一般会計からの繰入金を少なくしていくための方法として施策、何か今後の対策をどのように考えているのかお伺いいたします。

○委員長（佐藤正明君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） 当院を含めまして、地域医療という部分に関しましては、現在宮城県が新たな地域医療計画を策定中でございますので、その考え方のよるところ

もあるんですが、基本的には町民の皆さんの安心安全を守るために、現在の診療体制を維持していくということは必要なんだろうというふうに考えてございます。その上で、残念ながら診療報酬だけで賄うというのはなかなか厳しいという状況は御存じのとおりでございます、一般会計から3億4,000万円の負担金を頂戴しているということでございまして、令和3年度、4年度、本年度も先日の補正予算で御決定いただきまして、現在のところ同額の3億4,000万円を繰入れていただくということになってございましたので、現状はこの金額をベースにさせていただきながら、さらなる経営改善という部分について取組を進めてみたいというふうには考えているというところでございます。

○委員長（佐藤正明君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 及川議員には前にもこの繰入れの件でお話をさせていただいた経緯がありますが、基本的に病院が存在することによってベッド数も含めて様々なカウントがあるんですが、交付税算入になっております。3億円近くが交付税算入になっておりますので、それをある意味、横流しって言えば、言葉は悪いんですが、病院経営のほうに充てているということですので、基本病院がないとその交付税も入ってこないということですので、そういうルールの中でやっているということは前にも説明申し上げましたので、繰り返し改めてまた申し上げさせていただきますが、御理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（佐藤正明君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 今後とも企業努力として皆さんに頑張ってください。よろしく特段の努力をされるよう望みます。以上終わります。

○委員長（佐藤正明君） 三浦清人委員。前に私も病院会計でというようなことのお話ししましたので、先ほど事務長のほうからも説明なされていましたが、御理解、（「違う、分からない」の声あり）三浦清人委員。

○三浦清人委員 何か今聞いたら、この説明のときに喋ったと。私には委員長から答弁ということで、後で答弁させますというお話だったから、改めて答弁として来るのかと思っていたわけ。（「はい、分かりました」の声あり）この説明で、説明の中に紛れ込んだっていうか、あっという間に終わってしまったと。なんだ、こんなの聞いてないの、これ。何語ったの。

○委員長（佐藤正明君） 改めて答弁させますので。（「はい」の声あり）病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） では、改めて答弁をさせていただきます。

さきに御質問いただきました内容につきましては、いわゆる監査委員より提出された審査意

見書の中で法令に準拠しない処理があったという御指摘をいただいたという内容なんです、この内容というのは病院のほうで医師等の確保するために就学の貸付金制度を持ってございまして、運用しているというところでございます。令和4年度におきまして、創設以来初めて一定の期間の病院従事が終わりましたので、償還を免除するという手続が発生しました。金額にいたしますと180万円という説明を先ほどさせていただいております。この扱いをする際に、基金自体は本来一般会計からの出資金で造成をさせていただきましたので、資産というところの基金が今回180万円減額するという事で減少するという事になりまして、貸借対照表でいうところの、どこで調整されるかというところを検討した際に、今いただいた資本金で検証すべきだろうというふうに最初は考えて決算書を調整させていただいて監査に付したというところでございますが、その後、確認をさせていただいたところ資本金を減少するには議決が必要だということを確認させていただきました。内容について再度、私のほうでも確認をさせていただきましたところ、当該貸付金の減少につきましては、特別損失で処理しなさいという実務例を確認できましたので、今回は資本の減少ではなくて特別損失で減少するという事でございましたので、いわゆる議決を要しない処理で対応できるということを確認できましたので、決算書類を訂正をさせていただきまして改めて監査をいただいたというのが内容でございます。その調整の過程において事務の確認事項が怠ったという部分があって、表現といたしまして法令に準拠しない処理というような御指摘をいただいたというところでございます。

○委員長（佐藤正明君） よろしいですか。はい。ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって認定第9号の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤正明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

次に、認定第10号令和4年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定についてを議題といたします。

令和4年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の細部説明を求めます。南三陸病院

事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） それでは、令和4年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計の細部説明をさせていただきます。

決算書347、348ページからとなります。

収益的収支に関わります令和3年度との対比や事業概要につきましては、決算附属書類として355ページ以降に記載をさせていただきますので、併せて御確認をいただければと思います。

それでは、347、348ページの収益的収入及び支出から御説明をさせていただきます。

初めに、収入でございます。

訪問看護ステーション事業収益は3,939万6,579円で決算し、令和3年度との比較では293万3,556円、6.9%の減となりました。減少の主な理由につきましては、療養費の減収というものでございます。

支出につきましては、訪問看護ステーション事業費用として4,226万961円で決算し、令和3年度との比較は78万4,089円、1.8%の減となりました。

続きまして、財務諸表について御説明をいたします。

349ページをお開きください。

損益計算書でございます。事業年度の営業成績を明らかにするために作成する決算書類で、税抜きの表記でございますので決算報告書の数値とは合致をいたしません。

まず、事業収益が3,937万9,372円、それに対して事業費用は4,190万9,639円と差引き253万267円の事業損失が生じてございます。そのほか事業外収益・費用及び特別利益・損失を加えました最終的な当該年度の純損失は286万4,382円となります。結果といたしまして、当年度未処理剰余金の額は2,877万1,227円となっております。

次に、350ページ、351ページをお開きください。

剰余金計算書ですが、資本剰余金、利益剰余金が年度中にどのように増減したかを内容を示すもので、当年度の変動といたしましては、利益剰余金に当年度純損失として286万4,382円を計上いたしているところでございます。

次に、352、353ページをお開きください。

訪問看護ステーション事業貸借対照表でございます。事業年度末日の財政状況を明らかにするために作成される決算書類でございます。資産といたしましては、車両の有形固定資産、現金等の流動資産、合わせまして3,119万5,586円。令和3年度との比較では、現金預金の減に

よりまして288万7,809円減少してございます。対して、負債及び資本でございしますが、負債につきましては未払金、繰延収益としての長期前受金等を合わせまして55万5,694円、資本につきましては利益剰余金として3,063万9,892円になりまして、負債、資本合計がバランスシートでございしますので資産合計と一致しているという状況でございします。

以上、簡単ではございますが南三陸町訪問看護ステーション事業の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（佐藤正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入支出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

質疑願います。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって認定第10号の質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより認定第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤正明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定すべきものと決定されました。

以上、本特別委員会に付託されました認定第1号から認定第10号までの10案は全て認定すべきものと決しました。

本特別委員会の審査結果につきましては、委員長報告書を作成し、議長に報告することといたします。

これをもって令和4年度決算審査特別委員会を閉会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤正明君） 異議なしと認めます。

9月11日より決算審査特別委員長という大役を仰せつかり、微力ながら与えられた仕事に一生懸命務めてまいりました。委員の各位には、慎重なる質疑を行われる中、議事進行に対して、いろいろ御迷惑をおかけしましたが、本日で決算審査特別委員会が終了となることとなりました。

た。各委員の慎重なる質疑に対し、住民福祉に向けた審査は次年度の予算編成に反映されるものと思います。大変なる御協力、誠にありがとうございました。

以上、私からの挨拶といたします。

以上をもちまして、令和4年度決算審査特別委員会を閉会いたします。

大変御苦勞さまでございました。

午後3時06分 閉会